

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の「家賃の減免」の  
実施及び入居者合意による「団地別整備方針」策定に関する意見  
書

平成29年9月に神奈川公団住宅自治会協議会が行った団地入居者についてのアンケート調査によれば、入居者の大半が60歳以上の高齢者かつ年金受給世帯であり、家賃の負担が「重い」と訴えている。

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、市場家賃を原則としながらも、一方、その公共的使命から独立行政法人都市再生機構法（以下、「機構法」という。）第25条第4項において、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合は、家賃を減免することができる旨が規定されているが、この条文は全く実施されていない。

また、機構は、平成30年度までの方向性を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を踏まえた団地の統廃合の推進及び団地別整備方針の策定を進めている。前述のアンケートにおいて、茅ヶ崎市内の浜見平団地で91.6%、鶴が台団地で80.8%が永住を表明していることから、団地の再整備計画づくりに当たっては、当初の段階から居住者自治会と十分に話し合い、自治会、機構、自治体の三者合意の上策定されることが求められている。

このような状況の中、団地居住者の実情に鑑み、政府及び機構におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 機構は、賃貸住宅居住者のうち、低額所得世帯に対して公営住宅入居者の収入基準に準じて機構法第25条第4項に基づいて「家賃の減免」を実施すること。
- 2 機構は、「団地別整備方針」の策定にあたっては、各地方自治体と居住者自治会と十分に話し合い、これら三者の合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

神奈川県茅ヶ崎市議会

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の「家賃の減免」の  
実施及び入居者合意による「団地別整備方針」策定に関する意見  
書

平成29年9月に神奈川公団住宅自治会協議会が行った団地入居者についてのアンケート調査によれば、入居者の大半が60歳以上の高齢者かつ年金受給世帯であり、家賃の負担が「重い」と訴えている。

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、市場家賃を原則としながらも、一方、その公共的使命から独立行政法人都市再生機構法（以下、「機構法」という。）第25条第4項において、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合は、家賃を減免することができる旨が規定されているが、この条文は全く実施されていない。

また、機構は、平成30年度までの方向性を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を踏まえた団地の統廃合の推進及び団地別整備方針の策定を進めている。前述のアンケートにおいて、茅ヶ崎市内の浜見平団地で91.6%、鶴が台団地で80.8%が永住を表明していることから、団地の再整備計画づくりに当たっては、当初の段階から居住者自治会と十分に話し合い、自治会、機構、自治体の三者合意の上策定されることが求められている。

このような状況の中、団地居住者の実情に鑑み、政府及び機構におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 機構は、賃貸住宅居住者のうち、低額所得世帯に対して公営住宅入居者の収入基準に準じて機構法第25条第4項に基づいて「家賃の減免」を実施すること。
- 2 機構は、「団地別整備方針」の策定にあたっては、各地方自治体と居住者自治会と十分に話し合い、これら三者の合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

国土交通大臣 石井 啓一 様

神奈川県茅ヶ崎市議会

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の「家賃の減免」の  
実施及び入居者合意による「団地別整備方針」策定に関する意見  
書

平成29年9月に神奈川公団住宅自治会協議会が行った団地入居者についてのアンケート調査によれば、入居者の大半が60歳以上の高齢者かつ年金受給世帯であり、家賃の負担が「重い」と訴えている。

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、市場家賃を原則としながらも、一方、その公共的使命から独立行政法人都市再生機構法（以下、「機構法」という。）第25条第4項において、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合は、家賃を減免することができる旨が規定されているが、この条文は全く実施されていない。

また、機構は、平成30年度までの方向性を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を踏まえた団地の統廃合の推進及び団地別整備方針の策定を進めている。前述のアンケートにおいて、茅ヶ崎市内の浜見平団地で91.6%、鶴が台団地で80.8%が永住を表明していることから、団地の再整備計画づくりに当たっては、当初の段階から居住者自治会と十分に話し合い、自治会、機構、自治体の三者合意の上策定されることが求められている。

このような状況の中、団地居住者の実情に鑑み、政府及び機構におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 機構は、賃貸住宅居住者のうち、低額所得世帯に対して公営住宅入居者の収入基準に準じて機構法第25条第4項に基づいて「家賃の減免」を実施すること。
- 2 機構は、「団地別整備方針」の策定にあたっては、各地方自治体と居住者自治会と十分に話し合い、これら三者の合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

独立行政法人都市再生機構理事長 中島 正弘 様

神奈川県茅ヶ崎市議会